平成２９年（フ）第１９６８号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番２－410号、前住所大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号大道マンション　203号
債務者　加藤商会こと　加藤　照男
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７２号
大阪府箕面市小野原東５丁目18番14号（101号）
債務者　岡田昇こと　金　鎔植
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７５号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目８番４号　レオパレス稲田第２　105号、前住所大阪府摂津市鳥飼本町３丁目９番９号
債務者　小川　章
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３２号
大阪府茨木市南安威２丁目４番４－203号
債務者　平田　嘉明
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４１号
大阪府吹田市清水10－２－101、住民票上の住所大阪市此花区島屋１丁目１番38号　アートレジデンス501　大井方
債務者　佃工業こと　佃　拓知
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３５号
大阪府東大阪市御厨中２丁目１番46号　八戸ノ里ＫＳマンション　402号
債務者　北中　滋美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３６号
大阪府吹田市岸部中１丁目５番８号
債務者　岡本　喜行
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６６号
大阪市住之江区南港中５丁目３番44－503号
債務者　土井　通
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２２号
大阪市西淀川区花川２丁目21番23号　花川壱番館３Ｇ号室
債務者　南　初喜
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４２号
大阪府門真市速見町９番17－203号
債務者　木村　久人
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１３号
大阪府東大阪市南上小阪２番２号
債務者　藤田マチ子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２０号
大阪府東大阪市喜里川町15番６号
債務者　西田　秀美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３４号
大阪府寝屋川市美井町15番４号（107号）
債務者　荒　義広
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３９号
大阪市城東区永田３丁目13番11－905号
債務者　稲垣　耕二
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４０号
大阪市平野区喜連６丁目６番18号グレースハイツ喜連102
債務者　吉内　奈央
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１号
長崎県諫早市森山町田尻1971番地
債務者　村田　瑠美（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
長崎県諫早市多良見町木床795番地６　セジュールマツヤマ102号
債務者　岩永　茂子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係